



河長政企第114号
令和2年3月13日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦一 様
連合大阪河内地域協議会
議長 西城 敏幸 様
連合大阪南河内地区協議会
議長 鳥井 一雄 様

河内長野市長 島田 智明



2020（令和2）年度自治体政策・制度予算に対する
要請への回答について

平素は、市政推進にご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、先日要請のありました標記の件につきまして、別添のとおり回答いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>1.雇用・労働・WLB施策</p> <p>(1) 就労支援施策の強化について</p> <p>①地域での就労支援事業強化について <継続></p> <p>就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築していくこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めること。</p> <p style="text-align: right;">（環境経済部）</p>	<p>本市の就労支援として、就労支援コーディネーターによる就労相談を随時受け付けております。就労支援コーディネーターは「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」の部会や、府主催研修会等に参加し好事例を参考にして相談事業を行っております。</p> <p>その他、地域若者サポートステーションの相談会、40歳以上の就労相談等を実施しており、専門の相談員による相談会の充実を図り就労支援に取り組んでおります。</p> <p>また、本市を含む近隣市町村及びハローワーク・大阪府をはじめ、各市商工会で設立している「雇用促進広域連携協議会」において、「求人求職情報フェア」等を実施し、地域における雇用促進施策に取り組んでおります。</p> <p>併せて、「地域労働ネットワーク」を活用し、府内全域の情報共有や相互連携を図りながら相談事業などを実施しております。</p> <p>今後も、広域連携事業の充実を図り、地域における雇用労働施策の強化に努めてまいります。</p>
<p>②障がい者雇用施策の充実について<継続></p> <p>障がい者雇用を促進すること、とくに障がい者の受け入れ実績のない「障がい者雇用ゼロ企業」に対して事業所訪問やカウンセリングなどを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを強化すること。また、精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。</p> <p style="text-align: right;">（福祉部） （総合政策部）</p>	<p>障がい者の就労支援については、ピアセンターでの就労相談支援員の配置や市役所での授産品の販売、市庁舎管理業務における総合評価入札制度の導入、公共施設での清掃業務の発注など、作業所連絡協議会やピアセンターなどと連携しながら、様々な取組みを進めてきているところです。</p> <p>さらに、河内長野市障がい者地域自立支援協議会に就労支援部会を設置し、就労準備訓練・職場体験実習の受け入れを進めており、障がい者の一般就労に向けた取組みを行っているところです。</p> <p>また、作業所連絡協議会による公共施設内での清掃訓練の実施や授産品の販売促進などに対して支援を行っているところで、今後においても全庁的に障がい者の就労支援を進めていきたいと考えております。</p> <p>なお、本市では、平成22年度以降、正職員のうち事務職の採用試験に障がい者枠を設けて毎年実施しています。</p> <p>また、現在、市が実施する障がい者の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを示した「河内長野市障がい者活躍推進計画」の策定作業を進めてお</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
	<p>ります。</p> <p>今後におきましても、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、障がい者のさらなる活躍の場の拡大に向けて努めてまいります。</p>
<p>③女性の活躍推進と就業支援について（★）＜継続＞</p> <p>女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を検証し、施策の拡充を図ること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実もあわせて行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（総合政策部） （環境経済部）</p>	<p>女性活躍推進法が施行され、本市においても働きたい女性の再就職やより良い就労環境で働き続けたい女性を応援するため平成28年度より女性就労支援事業に取り組んでおります。</p> <p>女性就労支援事業では、新たに大阪府、OSAKAしごとフィールド、ハローワーク、子育て関係部署との連携を構築し、女性の様々な働き方を提案するセミナーや就労相談等を実施しております。</p> <p>今後も、セミナーや就労相談等の充実を図りながら、関係機関との連携を強化し、引き続き女性就労支援に取り組んでまいります。</p> <p>また、本市としましては、女性の積極的な登用を図るため、平成27年度に「河内長野市女性職員のアクションプラン」を作成し、毎年、実施状況を点検しております。</p> <p>具体的には、管理的地位に占める女性職員割合の引き上げや、女性職員の配置割合の向上等の目標値を定め、その推進を図っております。</p> <p>今後も同アクションプランを確実に実行し、女性活躍推進を図ってまいります。</p>
<p>②労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について</p> <p>①「同一労働同一賃金」と事業主「パワハラ防止義務」の周知・徹底について＜継続＞</p> <p>同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくすため、「同一労働同一賃金」の法整備が2020年4月から施行される（中小企業は2021年4月）。本年4月に施行された「働き方改革関連法」とあわせて、内容の周知・徹底を、労働者、企業、経済団体等に対し十分に行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。また、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を</p>	<p>法整備により実施される「働き方改革」は、市内中小企業においても取り組むべき課題であるため、近隣市町村等で設置している「雇用促進広域連携協議会」においても、時間外労働の助言規制や同一労働同一賃金等のセミナーを実施しているところです。</p> <p>本市でも、令和元年度に「働き方改革」に関する相談窓口や助成制度、セミナー等の支援事業をまとめた周知チラシを、商工会を通じ中小企業に配布し、労働法制の周知に取り組んでおります。</p> <p>今後も、特に中小企業の施行猶予期間を利用しながら、パワーハラスメント対策の法制化を含め、労働者、企業、経済団体等に対し、必要に応じて更なる</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>事業主に義務付ける「改正労働施策総合推進法」も本年5月に成立した。今後策定される指針の内容も含め、周知・徹底を図ること。</p> <p style="text-align: right;">（環境経済部）</p>	<p>周知や啓発活動に努めてまいります。</p>
<p>②法令遵守・労働相談機能の強化について<継続></p> <p>長時間労働の強要、残業代カット、名ばかり管理職、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。さらに、利用者のニーズも踏まえて SNS を活用した労働相談の実施も検討すること。</p> <p style="text-align: right;">（環境経済部）</p>	<p>長時間労働の強要や残業代の未払いなど、労働環境に関わる様々な問題について早期の解決を図るため、本市では、相談者の希望日時に合わせ専門的知識を持った社会保険労務士に相談できる仕組みを整えております。今後も、利用者のニーズを踏まえた労働相談体制の充実に努めてまいります。</p> <p>さらに相談の中で労働基準法に抵触する案件などがあった場合は、羽曳野労働基準監督署に連絡するなどの対策を図っております。</p> <p>引き続き労働相談等を通じて企業の労働環境を可能な限り把握し、必要に応じて大阪労働局、大阪府総合労働事務所、労働基準監督署等、関係機関と連携し、労働問題の早期解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<p>③地方創生交付金事業を活用した就労支援について<継続></p> <p>大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業等で「女性の活躍推進」、「若者・大阪企業未来応援事業」、「次代を担う人づくり」などが掲げられている。そこで、事業の情報発信力を高めるとともに、SDGsが掲げる「ジェンダー（ジェンダー平等を実現しよう）」や「成長・雇用（働きがいも経済成長も）」の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実ははかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。</p> <p style="text-align: right;">（環境経済部）</p>	<p>平成28年度より女性の再就職に向けた講座の開催や相談事業など、地方創生交付金事業を活用し女性の活躍推進事業を実施しております。</p> <p>令和元年度より、新たに大阪府、OSAKAしごとフィールド、ハローワーク、子育て関係課と連携し、女性の様々な働き方を提案するセミナーや就労相談等を実施しながら女性の就労支援事業に取り組んでおります。</p> <p>また、若者の就労や雇用安定を図るため、近隣市町村で組織している「雇用促進広域連携協議会」と連携し、合同面接会や説明会、相談会を開催し若者の雇用を促しております。</p> <p>今後は、南河内地域若者サポートステーションや雇用促進広域連携協議会等と連携を深め、若者や女性の就労に向けた支援の充実に努めるとともに、介護や福祉分野の定着についても取り組んでまいります。</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>(4)ワーク・ライフ・バランス社会の実現について</p> <p>①男女共同参画社会をめざした取り組み（★）＜補強＞</p> <p>妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。尚、子育て、介護を抱える労働者が働きやすい環境を整備するためにも「イクボス」が大切な役割を果たすと考えられる。自治体管理職が「イクボス宣言」を率先して行い、推進に努力し民間にも広まるように努めること。</p> <p style="text-align: right;">(総合政策部) (環境経済部)</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、性別による固定的な役割分担意識の解消や、これまでの仕事中心の生き方や長時間労働の見直しなど、社会全体の意識改革が必要と考えております。男女が共に育児や介護などに取り組み、家庭生活や地域社会への参画を図りながら働き続けることができるよう、河内長野市企業人権協議会等を通じ参加企業にライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発を行うほか、育児や介護サービスの充実にも努めてまいります。特に、男女共同参画は男性にとっても自分らしく自由な生き方の実現につながると認識しており、講座や講演会等を通じて理解促進に努めるとともに、男性の家事・子育て・介護、地域活動への積極的な参加を促す取り組みを進めてまいります。</p> <p>なお、本市におきましては、妊娠・出産・育児・介護等を理由に休暇制度をまとめた冊子を作成し職員への周知を図るとともに、必要に応じて人事課で相談等を行っております。</p> <p>今後におきましても、職員が安心して働き続けられる効果的な取り組み等について、先進事例等も参考にしながら環境整備に努めてまいります。</p> <p>さらに、市内企業等に対しましても、誰もが、妊娠・出産・育児・介護等を理由に離職することなく、安心して働き続けられる労働環境を構築するため、育児・介護休業法等の制度周知を図ると共に、男女がともに働きやすい労働環境の向上に向け取り組んでまいります。</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>②治療と職業生活の両立に向けて<継続></p> <p>がんなどの病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。そこで、会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携事例の発信など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。</p> <p style="text-align: right;">(市民保健部) (環境経済部)</p>	<p>市民が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、健康教育や健康相談、特定保健指導等により、運動や食生活などの生活習慣改善について啓発するとともに、がん検診や特定健康診査などにおいて、保険者や企業などと連携を行い受診率の向上に取り組んでまいります。</p> <p>また、がん患者の治療と就労の両立を支援し、療養生活の質がよりよいものになるよう、がん患者医療用ウィッグ購入費助成事業を実施しており、今後も引き続き、事業の周知に努めてまいります。</p> <p>なお、働き方改革実行計画では、病気の治療と仕事の両立が掲げられており、病気を抱える労働者の職場における労働問題の早期の解決に向け、本市では市内社会保険労務士3名に委託し、治療しながら安心して働き続けられるための支援を行っております。</p> <p>今後も、関係機関と連携し事業主に対する啓発活動や、病気を患った方々が生きがいを感じながら働き続けられる労働環境の構築に向け取り組んでまいります。</p>
<p>(5)「不当労働行為救済命令」の着実な履行について<新規></p> <p>各自治体においては、大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令（初審命令）が着実に履行されるよう、大阪府と連携して不当労働行為企業を、一定期間、指名停止するなどの対応を強化されること。</p> <p style="text-align: right;">(総務部)</p>	<p>大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令の内容の適正な把握と本市指名停止の基準に合致、整合するものであるか等の課題が考えられるため、大阪府や他市の状況を研究してまいります。</p>
<p>(6)外国人労働者が安心して働くための環境整備について<新規></p> <p>外国人労働者の人権を尊重し、地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。また、生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、</p>	<p>平成31年4月改正入国管理法が施行され、特定技能外国人の受け入れが開始されました。国では、地域で働き暮らす外国人に対し、在留資格、労働・医療など多言語で相談できる窓口を開設しております。</p> <p>本市においても、外国人労働者から相談があった場合は、ハローワークなど関係機関と連携し、適切な相談窓口をご案内しております。</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。また、ハローワークや労働基準監督署等と連携し、生活相談窓口の設置や共生のための研修会の開催などの支援を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（環境経済部） （生涯学習部）</p>	<p>今後も、外国人労働者に関する法的な制度等、国の動向を注視しながら、国際交流協会など関係機関と連携し外国人労働者が安心して働くことのできる雇用環境整備に取り組んでまいります。</p> <p>なお、本市では、令和元年度中に「河内長野市国際化・多文化共生ビジョン」を策定予定であり、その中で、様々な要因に基づく外国人市民の差別をなくすことや、労働関係法令違反が起こらないように、コンプライアンスに基づく就労の啓発に取り組むこととしています。</p> <p>その上で、生活に関する情報については、国や様々な支援機関において多言語化による情報提供や、多言語による電話・窓口相談を充実させてきており、本市においても外国人市民からの問い合わせや相談があった場合には、本市国際交流センターにおいてこれらを活用した情報提供や、コーディネートを行ってまいります。</p> <p>また、労働関係法令については、専門性の高い分野となりますので、必要に応じて国の外国人労働者相談コーナーなどの活用を図りながら支援を行ってまいります。</p> <p>さらに、生活や労働において必要となる日本語の習得については、雇用事業者における義務であることを念頭に事業者にも働きかけを行いつつ、日本語サロンでの受け入れを行うとともに、支援ボランティアの育成に努めてまいります。</p>
<p>(7)『会計年度任用職員』について<新規></p> <p>2020年4月から導入される会計年度任用職員制度は、自治体職員の働き方や住民サービスに関わる改革になりうるものである。しかし、未だに規則や設定などが決まらず準備不足と思われる。速やかな対応と導入の趣旨に基づく適正な運用と財源確保を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（総合政策部）</p>	<p>本市におきましては、令和元年9月に河内長野市会計年度任用職員の採用等に関する条例を制定し、併せて同施行規則を同年10月に制定いたしました。</p> <p>条例及び規則の策定にあたりましては、職員団体及び各職種別の労働組合と複数回の意見交換の機会を設けたほか、総務省のマニュアル等を参考に適正な制度設計に努めました。</p> <p>また、令和2年度の会計年度任用職員の採用に必要な予算要望を行っており</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
	<p>ます。</p> <p>今後におきましても、地方公務員法や会計年度任用職員制度の趣旨を踏まえ、適正な制度運用に努めてまいります。</p>
<p>2.経済・産業・中小企業施策</p> <p>(1)中小企業・地場産業の支援について</p> <p>①ものづくり産業の育成強化について<継続></p> <p>MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">（環境経済部）</p>	<p>本市が策定している「産業振興ビジョン」において、「成長・発展をめざした商工業の振興」と「地域に根ざした商工業の振興」を産業振興の方針に掲げ、ものづくり産業を中心に、市内事業者の有する技術やノウハウといった強みを掘む一方で、多くの課題の把握にも努めています。</p> <p>その上で、必要な人材の確保や、MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）をはじめとする産業支援機関、専門家との連携に加え、社内人材の育成、事務所拡張にあたっての支援制度を設けるなど、施策の充実を図っております。</p> <p>また、広報紙をはじめとする媒体で、市内企業の仕事内容や市内での暮らしなどの情報発信を行うとともに、事業所には両立支援等助成金など国の助成金制度の活用を働きかけ職場環境の整備を促しながら、女性のものづくり企業への就労促進に努めてまいります。</p>
<p>②若者の技能五輪への挑戦支援について<新規></p> <p>ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、広報を強化するとともに支援を拡充すること。とりわけ中小企業に働く若者が参加できるよう、周知や支援を強化すること。</p> <p style="text-align: right;">（環境経済部）</p>	<p>ものづくり産業の活性化を図っていくためには、若者の技術の習得、企業内での技能伝承は重要な課題であると考えます。</p> <p>今後は、すぐれた技能を身近で触れる機会を提供するなど、若者の技能レベルの向上や企業内での技能伝承に取り組むとともに、市内の企業内で働く若者が技能五輪等にも挑戦できるよう、商工会や関係機関等を通じ周知してまいります。</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>③中小・地場企業への融資制度の拡充について<継続></p> <p>中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資の際、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性を重視することとし、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。</p> <p style="text-align: right;">（環境経済部）</p>	<p>本市では、資金を必要とする中小企業に対し、大阪府中小企業向け融資制度「小規模企業サポート資金」の市町村連携型として、より低利な融資制度を設けており、平成27年度より融資金額の上限引き上げ・貸付利率の引下げ・融資期間の延長等支援内容の充実を図り実施しております。</p> <p>また、平成31（令和元）年度より大阪府中小企業向け融資制度「設備投資応援融資」の市町村連携型を創設し、融資限度額3,000万円（無担保）、金融機関所定金利より0.2%の引き下げ等、先端設備等の導入や設備投資を行う中小企業に対し資金面から支える支援策を実施しております。</p> <p>今後も、引き続き利用者の視点に立ち、迅速かつ効果的に融資制度を利用できるように取り組んでまいります。</p>
<p>④非常時における事業継続計画（BCP）について<継続></p> <p>災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画（BCP）の策定が重要となっている。しかし中小企業への普及率は、依然低い状況にある。そこで関係機関との連携を強化し、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札時の加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。</p> <p style="text-align: right;">（環境経済部） （自治安全部）</p>	<p>本市においては、平成27年度に「河内長野市事業継続計画（BCP）[地震編]」を策定しましたが、令和2年度の「河内長野市地域防災計画」の改定に合わせて、現在、最新の知見を反映した新たなBCPの作成作業を行っているところです。</p> <p>また、企業・事業者等外部へのBCP普及については、大阪府や商工会等と連携を図りながら、BCPの促進に向けて、必要な情報提供等の支援に努めてまいります。</p>
<p>(2)下請取引適正化の推進について（★）<継続></p> <p>中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現する</p>	<p>下請事業者と親事業者との間でより適正な取引が行われるためには、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の遵守、下請ガイドライン等の周知徹底を図ることが必要であります。</p> <p>窓口でのリーフレットの設置や各種相談業務において、関係機関等と連携を図りながら周知徹底に努めてまいります。</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>ため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。とくに本年は消費増税が予定されていることから、適正な価格転嫁ができるよう、より強く国に働きかけること。</p> <p style="text-align: right;">（環境経済部）</p>	
<p>(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について（★） <継続></p> <p>公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について具体的な検討を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（総務部）</p>	<p>本市におきましては、平成19年度から市庁舎総合管理業務を対象に「総合評価入札制度」を導入し、清掃業務のみならず、設備運転管理業務、環境衛生業務等、施設に係る各種管理業務を総合的に評価するシステムを構築し、価格評価のみならず、災害時の業務体制等や福祉や環境、男女共同参画等にも配慮した評価項目を設定しています。</p> <p>また、公契約条例については、最低賃金法などの労働関係諸法令との整合性の問題など、課題も多いので、先進自治体等の事例の情報収集に努めるとともに引き続き動向を見て行きたいと考えております。</p> <p>なお、大阪府市長会を通じた国の施策並びに予算に関する要望書の中で、地方公共団体が条例により、発注者の優位な立場をもって労働条件に介入することは問題とする指摘もあることから、労働関係法との適用関係に矛盾の生じることのない公契約法の制定の要望をおこなっております。</p>
<p>3. 福祉・医療・子育て支援施策 (1) 地域包括ケアの推進（★） <補強></p> <p>住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。また、認知症対</p>	<p>地域における介護拠点・介護サービスの整備については、看護小規模多機能居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスをはじめとして第7期介護保険事業計画に位置付けて整備をすすめているところであり、今後も地域需要や社会的動向を注視しながら必要と見込まれるサービスの充実や介護事業所や関連各所との連携を深めてまいります。</p> <p>また、地域包括ケアシステム構築の推進にあたっては、被保険者をはじめと</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>策をより一層強化し、治療・生活・相談などに対する支援体制を地域で整備すること。</p> <p style="text-align: right;">（市民保健部）</p>	<p>して医療・介護の関係者によって構成した計画推進協議会のご意見を踏まえた上で、着実に施策を進めてまいります。更に、一般市民に向けては、市広報紙や市民フォーラムなどの機会を通じて、情報の周知を図ってまいります。</p> <p>認知症支援施策の更なる推進としては、各地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置し、地域における認知症支援体制の強化に努めてまいります。</p>
<p>(2)予防医療の促進について<継続></p> <p>市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診などの受診率を向上させるためにも、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」などを市民に広くPRする取り組みを行うこと。また、市民が行政が実施する健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（市民保健部）</p>	<p>「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」につきましては、ポスターの掲示、関係機関へのパンフレットの配布、市広報紙及びホームページへの記事掲載等、市民への周知を図っております。</p> <p>また、健康に関するイベントについてはアスマイルのポイント対象となることから、関係各課から情報を集約し、アスマイルにおいてイベント登録することによって、イベントの周知及びアスマイルの魅力向上に努めております。</p> <p>各種団体との連携については、がん検診の啓発を民間企業や医療機関と連携して実施しており、今後も継続して取り組んでまいります。</p>
<p>(3) 医療人材の勤務環境と処遇改善<新規></p> <p>医療の安全確保のため、市立病院など医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、新たな医療人材の確保に向け、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。</p> <p style="text-align: right;">（市民保健部）</p>	<p>平成30年7月の医療法改正により、都道府県は地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとなりました。大阪府も令和元年度中に「大阪府医師確保計画」を策定する予定であります。</p> <p>具体的な取り組みとしては、医療勤務環境改善支援センターの運営による医師に対する負担集中の軽減、時間外労働上限規制導入を踏まえた医師確保の取り組み、キャリア形成プログラムや専門研修の活用などを推進することが計画されています。</p> <p>本市におきましても、地域における持続可能な医療提供体制の確保について、国や大阪府に要望するとともに、市内の各医療機関と連携を図り地域医療の推進を図ってまいります。</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>(4) 介護サービスの提供体制の充実にむけて</p> <p>①介護労働者の処遇改善と人材の定着（★）＜補強＞</p> <p>今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。また、市町村における介護人材の現状の把握と介護職員の資質向上および新たな介護人材の参入を促進するため、介護職員初任者研修や実務者研修、介護福祉士研修等への受講費用の助成を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（市民保健部）</p>	<p>現在のところ市独自の研修の義務付けや、研修費の補助などは検討しておりません。しかしながら市内の介護事業者により構成される「ケアネットワーク会議」を支援し、研修の実施の案内など国・府の施策に関する情報の提供を積極的に行ってまいります。</p> <p>また、大阪府との連携による「地域医療介護総合確保基金」などを活用した介護人材確保に向けた取り組みを推進するとともに、介護事業者の状況把握に努め、広報紙などを活用し介護事業所の紹介等により介護事業の魅力を発信してまいりたいと考えております。</p> <p>今後も国・府の施策に関する情報を積極的に提供し事業所・施設と連携しながら、労働環境の改善とともに介護労働者の職場定着を図ってまいります。</p>
<p>②地域包括支援センターの充実と周知徹＜新規＞</p> <p>地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、有効な対策を講じること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、地域包括支援センターが、家族などが介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報の取り組みを強化すること。</p> <p style="text-align: right;">（市民保健部）</p>	<p>新たな課題や多様化する地域ニーズへの対応が求められる地域包括支援センターの機能強化に向けて、研修会を随時実施する等、更なる職員のスキルアップに努めます。</p> <p>また、介護者支援事業としては、適切な介護サービス利用にかかるきめ細やかな相談支援を始め、介護家族向けの介護技術等について学ぶ機会や家族同士が交流できる場を設けるなど、介護負担の軽減を図っていきます。</p> <p>また、地域包括支援センターの機能・役割につきましては、市広報紙などの機会を通じて、引き続き情報の周知を図ってまいります。</p>
<p>(5)子ども・子育て施策の着実な実施にむけて</p> <p>①待機児童の早期解消＜補強＞</p> <p>待機児童の早期解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われる</p>	<p>本市では、3号児童（0歳児～2歳児）で待機児童が発生しており、待機児童解消は喫緊の課題であると考えております。保育の無償化制度開始を背景に保育園等への入所率が徐々に増加しておりますが、他方で、出生率の低下等により子どもの人口は減少傾向にあります。</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>よう、認可保育施設との連携などを行うこと。尚、保育の無償化を背景に保育ニーズの高まりが予測される。保育の見込み量を的確に把握し、大阪府との十分な連携のもと速やかに適切な整備を進め、保育枠の拡大に努めること。</p> <p style="text-align: right;">（福祉部）</p>	<p>今後は、既存の保育所等での定員増を進めるとともに、建替え整備に伴う定員拡充や潜在保育士の活用などの対策により、受入態勢の充実を図ることで、待機児童の解消を目指したいと考えております。</p> <p>小規模保育事業につきましては、保育の質確保の観点から、本市では認可していませんが、待機児童を解消する施策として今後検討してまいりたいと考えております。</p> <p>現在、子ども・子育て支援事業計画の見直しを進めており、待機児童対策も含めた子育て支援施策全般について充実を図ってまいります。</p>
<p>②保育士等の確保と処遇改善<継続></p> <p>子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。そのための正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。</p> <p style="text-align: right;">（福祉部）</p>	<p>処遇改善等加算申請において、給与水準及び研修機会の確保は要件となっているため、書類申請時に確認を行うとともに、施設への確認監査時に実地調査による状況確認も行っております。</p> <p>また、本市においては、処遇改善等加算申請を全施設が行っており、設置者より施設の職員に対して周知していることも申請時に確認をしております。</p> <p>民間の保育事業者とは定期的に開催する園長会等を通じて、意見交換の場を設けております。今後も、保育の質向上に向け、民間事業者と協議を続けてまいりたいと考えております。</p>
<p>③地域子ども・子育て支援事業の充実<継続></p> <p>保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（福祉部）</p>	<p>令和元年度より委託先を変更し、病後児保育を実施することとなりました。委託施設では既に病後児保育を実施してきた経緯があり、そのノウハウを活かし、看護師と保育士の配置のもと、適切に運営されています。</p> <p>また民間保育園において、看護師を配置し、体調不良児への保健的な対応を日常的に行っている場合には、補助金を交付しております。</p> <p>乳児（0歳児）につきましては、平成30年度に「乳児保育促進事業費補助」を創設し、充実を図りました。</p> <p>延長保育につきましては、1時間の延長保育は、ほとんどの施設で実施して</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
	<p>おり、そのうち2カ所において、2時間の延長保育を実施しております。2時間を超える延長保育、夜間保育や休日保育につきましては、現時点でのニーズは非常に少ない状況ですが、今後、保護者のニーズが高まれば、これを踏まえ各施設と協議しながら検討していきます。</p> <p>今後も保育の充実を図るため、財源確保も含め、諸施策を展開してまいりたいと考えております。</p>
<p>④企業主導型保育施設の適切な運営支援<新規></p> <p>企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などに市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせ、国に要望すること。</p> <p style="text-align: right;">（福祉部）</p>	<p>企業主導型保育事業は、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供することを目的として、国（内閣府）が定めた制度であります。認定・指導・監査は国の所管となり、実際の業務は国の委託先である児童育成協会が行っております。また監査については、国が定めた監査基準に基づき、認可施設と同等の基準で監査されており、保育の質は担保されていると考えております。</p> <p>尚、監査については、大阪府から権限移譲を受けた市広域福祉課も行ってありますが、認可外保育施設としての基準遵守を判断する必要最低限の監査に留まっております。</p> <p>これらの理由から、本市では企業主導型保育施設の運営等について直接関与しておりませんが、今後は、企業側から要望等があれば、大阪府とも協調し対応してまいりたいと考えております。</p>
<p>(6) 子どもの貧困対策について<補強></p> <p>各市町村での「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行うこと。また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。</p> <p style="text-align: right;">（福祉部）</p>	<p>本市では「子どもの貧困対策計画」を「第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）と一体的に策定し、子どもの将来が生まれた環境によって左右されることのない、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、教育支援・生活支援・就労支援・経済的支援に対する取り組みを進めてまいります。</p> <p>また、生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者自立支援相談のみならず、家計改善支援事業等の各種任意事業にも取り組み世帯全体を見通した貧</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
	<p>困防止対策を行っております。</p> <p>また、子どもの貧困対策については、平成28年度より子どもの学習・生活支援事業を実施しており、勉強を教えるだけではなく、学校生活や家庭生活での相談、進路相談、イベント開催等による居場所づくり等の実施により生活習慣・育成環境の向上に取り組んでいるほか、小学生や高校生世代も対象に含めて幅広く実施しております。</p>
<p>(7)子どもの虐待防止対策について (★)</p> <p>①児童虐待防止対策について<補強></p> <p>児童虐待を未然に防ぐため、親等の体罰禁止と児童相談所の機能強化が盛り込まれた「改正児童虐待防止法」（2020年4月施行）の運用について関係機関への周知を徹底すること。また、市民に対し、特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるようセンターを運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。そして、子ども自身が意見を表明することのできる支援体制も整備すること。</p> <p style="text-align: right;">（福祉部）</p>	<p>「改正児童虐待防止法」の運用については関係機関への周知を徹底し、児童虐待の未然防止に努めます。</p> <p>また、市民に対し、毎年11月の児童虐待防止月間には児童虐待防止についての研修会の実施や「オレンジリボン運動」のポスターの掲示、オレンジリボンの配布などを行い、広く啓発活動を行っています。</p> <p>大阪府子ども家庭センターをはじめとする要保護児童対策地域協議会の関係機関とは常に情報共有や連絡・連携を密に行い、児童虐待への早期対処と防止に努めています。</p> <p>また、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的な運用により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目のない支援を行なうとともに、相談業務を担う職員の専門性を高めるため、スキルアップ研修、スーパーバイズ研修等を実施し、一体的な支援に向け、スキルアップと体制整備・強化を図っています。</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>②父子を対象とした養育教育の充実について<新規></p> <p>母子に焦点を当てた施策は充実されてきているが、父親に対する支援という面では、必ずしも十分とは考えられない。2018年の児童虐待における加害者別検挙状況によると、実母24.8%に対し、実父43.8%、実父以外の父30.0%となっている。死亡事例の約8割が0歳児～3歳児までの乳幼児となっていることから、育児に関する情報の欠如も一つの要因となっていることが考えられる。虐待防止・予防につなげるためには、養育力不足にある父親等に対する支援にも力を入れていく必要があり、母子を対象とする保健事業だけではなく、父子を対象とした養育教育の充実を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（福祉部）</p>	<p>本市では妊娠期から父に子育てに関わってもらえるように、妊娠届出時に母子健康手帳と一緒に市オリジナル父子手帳を交付し、子育てに関する情報を提供し、また、初めて父母になる人を対象にママパパ教室を実施し、妊娠期から継続した支援を行なうことで育児不安の解消に努めています。</p> <p>また、子育て支援センターを中心とし、父親と子を対象としたさまざまなイベントを実施するなど、父親の子育て支援を行なっています。</p> <p>今後も引き続き父親等に対する支援と、父子を対象とした養育教育の充実を図ります。</p>
<p>③「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置について<新規></p> <p>「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が2022年度までに、全市区町村に求められている。虐待のみならず、子どもとその家庭、および妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から、通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う拠点の整備に努めるとされていることから、市町村はこれまで以上に、子どもと家庭を支援する役割が求められるようになり、子どもを取り巻く問題の重要性を考えると、より専門的に幅広く対応を強化していく必要がある。そのためには、今まで以上の体制強化と専門性が求められることから、常勤の保健師、社会福祉士などの専門員の配置をより充実し、虐待対応職員の更なる増員に努めること。</p> <p style="text-align: right;">（福祉部）</p>	<p>本市では子ども家庭総合支援拠点を平成31年4月に設置し、子どもとその家庭、および妊産婦等を対象に子どもと家庭の実情把握、支援に関する情報共有、子育て全般の相談対応、児童虐待の相談対応などそれぞれのニーズに応じた丁寧な支援、組織で支援する体制を整備しました。今後もきめ細やかな対応を継続的に行っていきます。</p> <p>また、職員の専門性を高めるための研修の実施、専門員の配置の充実などに努めてまいります。</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>(8)アルコール健康障害対策について<継続></p> <p>アルコール依存症は本人の健康問題にとどまらず、飲酒運転や虐待、家庭内暴力、自殺など、家族への影響が大きく重大な社会問題が生じる要因となっている。国では2013年にアルコール健康障害対策基本法を制定し、2016年には推進基本計画を策定してアルコール健康障害の発生、進行および再発の防止を図り、あわせて健康障害を有する者等に支援の充実を図ろうとしている。アルコール健康障害対策を理念だけでなく実効あるものにするためには、民間団体、医療機関、行政が連携して予防および相談から治療、回復支援に至るまでの切れ目のない支援が必要であり、地方自治体は国と連携してその対策を総合的かつ計画的に推進すること。また、2018年にはギャンブル等依存症対策基本法が制定されたが、ギャンブル依存症や薬物依存症についても、行政がその問題に取り組む社会的意義は大きく、アルコール依存症とともにその対策を総合的に推進すること。</p> <p style="text-align: right;">（市民保健部）</p>	<p>多量飲酒により発生する問題は、身体的また社会的と多様なため、本人だけでなく家族等周囲への早期アプローチが必要であり、大阪府では治療体制や相談支援体制の強化に取り組んでいるところです。</p> <p>本市では、健康相談や母子手帳交付時の面接等の保健事業やイベントを通じて、適切な飲酒量や多量飲酒についての啓発に努めるとともに、大阪府との連携にも重点を置き、飲酒だけでなく他の依存症に関する相談支援機関の周知にも取り組んでおります。</p>
<p>4. 教育・人権・行財政改革施策</p> <p>(1)教育の質的向上にむけて（★）</p> <p>①指導体制を強化した教育の質的向上<補強></p> <p>将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。教職員の長時間労働を是正し、本来の仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。その上で、英語教育や図書館教育、ICT教育などの教育課題に対応するための人材支援を行うこと。尚、部活動のあり方については国のガイドラインを踏まえた具体的な対策を講じる</p>	<p>学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」にて、小学校3年生以上では40人学級と定められています。学級規模は、子どもの教育にとって極めて重要な教育条件であると考えております。したがって、今後全国統一した基準で拡充が望ましいことから、これまでも国及び府に対して小学校3年生以上への35人学級の拡充を要望しており、今後も継続して要望してまいります。</p> <p>なお、きめ細かな指導のために指導改善加配を活用しての習熟度別指導等による少人数指導を実施しております。</p> <p>また、教職員の働き方改革に関しては、昨年度タイムレコーダーを市内全小中学校に導入し、教職員の在校等時間についての的確に把握できるよう体制を整</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>こと。</p> <p style="text-align: right;">（教育推進部）</p>	<p>備したところでは、あわせて、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備について、各学校を通じて取り組みを進めており、今後も校務支援システムを導入するなど、長時間労働の防止に努めてまいります。</p> <p>次に、英語教育、図書館教育、ICT教育に関しては、英語指導支援員（旧：外国人英語指導員）、国語力向上支援員（旧：学校図書館司書）、校務支援員（旧：ICT支援員）を令和2年度も各学校に配置し、学校に対して必要な支援をしてまいります。</p> <p>なお、部活動指導員につきましても、国のガイドラインを踏まえて平成30年度より中学校に配置しております。</p>
<p>②いじめや不登校への対応について<新規></p> <p>いじめや不登校などの教育課題に対応するため、スクールカウンセラーの配置拡充やスクールソーシャルワーカーの増員を行うこと。また、児童相談所等と連携し、不登校やひきこもりの実態把握をおこない、福祉・教育・医療など様々な相談ができる窓口である、ひきこもり地域支援センター等の設置を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（教育推進部）</p>	<p>本市では児童生徒及び保護者の様々な養育課題に対応するため、市内小中学校等にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを配置しております。今後も専門スタッフとの連携が深まるよう努めてまいります。</p> <p>不登校に関しましては毎月及び毎学期末に実態把握を行っており、必要に応じて各学校と連携し、対応しているところです。</p>
<p>②奨学金制度の改善について（★）<継続></p> <p>2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。</p> <p style="text-align: right;">（教育推進部） （環境経済部）</p>	<p>日本学生支援機構による給付型奨学金の支給が開始されたとはいえ、まだまだ十分であるとは言えないため、今後も返済困難者の救済策が広く講じられるよう、国に対して大阪府市長会を通じて要望していくとともに、大阪府の奨学金施策の充実についても大阪府市長会を通じて要望を行ってまいります。</p> <p>また、地元企業での人手不足が深刻化する中、若者の市内企業への就職は重要な取り組みの一つであります。</p> <p>今後、市内企業の雇用の安定を図るため、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度についても、他市事例を参考に検討してまいります。</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>③労働教育のカリキュラム化について<継続></p> <p>ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育の充実、カリキュラム化を推進することまた、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。</p> <p style="text-align: right;">（教育推進部）</p>	<p>市立小中学校では、児童・生徒が主体的に自己の進路を選択・決定し、社会人・職業人として自立していくことができるよう、中学校で職場体験を実施する等、キャリア教育の充実に努めているところです。</p> <p>また、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力を身に付けさせるべく主権者教育をカリキュラムの中に位置付けるよう、市立小中学校へ指示してまいりました。今後も各校と連携し、主権者教育の充実に努めてまいります。</p>
<p>④人権侵害等に関する取り組み強化について</p> <p>①差別的言動の解消<継続></p> <p>「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、早期に条例を制定すること。</p> <p style="text-align: right;">（総合政策部）</p>	<p>ヘイトスピーチ解消法が施行されたことを踏まえ、昨年度に引き続き市長会を通し国に対してヘイトスピーチに関する施策の要望をいたしました。</p> <p>今後も大阪府と連携し、街宣等や相談事例の集約を図り、市長会を通し国に対してヘイトスピーチに関する施策の要望に反映してもらえるように働きかけてまいりたいと考えております。</p> <p>条例については先進事例の研究を行いつつ、ヘイトスピーチと疑われる事例が発生した場合には大阪府に情報提供したり、本市の相談機関にヘイトスピーチに関する相談があった場合は相談者に法務局を紹介したりするなど、今後も関係機関との連携を図ります。</p>
<p>②多様な価値観を認め合う社会の実現<補強></p> <p>LGBTなどのセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・府民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月には「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針が策定されたが、その検証も行うこと。また、2015年3月に</p>	<p>LGBTなどのセクシュアルマイノリティに関しては、河内長野市人権施策基本方針及び人権施策推進プランにおいて取り組み課題の一つとして掲げております。多様な価値観を認め合い、理解を深めるため、パネル展示や講座、講演会などを実施し市民への啓発を行うほか、学識者や当事者等を講師に招へいし職員研修を行うなど、偏見や差別の解消に向けた取り組みを進めているところです。</p> <p>また、2017年3月に大阪府において策定された方針を確認しており、本市においても、性的マイノリティの方々に対する窓口対応や職場における対応</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、各市町村においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。</p> <p style="text-align: right;">（総合政策部）</p>	<p>指針を2018年度に策定し、今年度は本指針を用いて全職員に研修を実施しております。</p> <p>国政においては現在、各政党がセクシュアルマイノリティの理解増進・差別解消を目的とした制度構築を検討している状況と聞き及んでいます。セクシュアルマイノリティが抱える課題は様々な分野にわたっており、その解決には婚姻制度を始め、現行の法制度の見直しや社会的コンセンサスの必要なものもあると認識しています。</p> <p>さらに、大阪府が「性的指向及び性自認の多様化に関する府民理解の増進に関する条例」の制定を踏まえ、2020年1月からパートナーシップ宣誓証明制度を開始しました。本市においては、大阪府や同性婚法制化等の状況を注視し、適切に対応してまいります。</p> <p>また、行政施設においては、多目的トイレを既設の施設もありますが、そうでない施設においては当事者に寄り添ったきめ細やかな対応を心がける等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むと考えています。</p>
<p>③就職差別の撤廃・部落差別の解消<継続></p> <p>この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は、大阪労働局、大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">（総合政策部）</p>	<p>就職差別に関しては、河内長野市企業人権協議会・河内長野市人権協会と連携し、就職差別撤廃月間に街頭啓発等を行うほか、その他のイベント等でもポスター掲示など啓発活動を行っています。</p> <p>また、河内長野市企業人権協議会において研修会を行うなど加盟企業への周知・啓発に努めています。部落差別解消推進法についてはチラシ配布やポスター等の掲示を行うほか、市ホームページ等に掲載し周知を図っております。</p> <p>今後も、国・大阪府・近隣市町村や河内長野市人権協会等と連携し、社会情勢の変化もふまえ、必要な工夫・改善を行いながら、より適切な啓発施策に取り組んでまいりたいと考えています。</p> <p>なお、本市においては、「職員の公正採用選考のためのマニュアル」に基づき、本人の適正や能力にのみ着目し、その他の事情を採用に影響させない、公正な</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
	採用選考を実施するとともに、人事担当者には、定期的に公正採用に関する研修等を受講させています。
<p>(5)地方自治体における SDGs 推進について<新規></p> <p>地方自治体における SDGs 推進にあたっては、地方創生としての側面だけでなく、SDGs 本来の目的である「全ての人の人権が尊重される、誰一人取り残さない社会」の実現という観点から、格差の是正・貧困の根絶に向けた対策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">（総合政策部）</p>	<p>本市における SDGs の推進につきましては、令和2年度に策定する第5次総合計画後期基本計画において、地方創生としての側面だけでなく、計画に位置付ける38の幅広い分野別施策とSDGsの17の目標を関連付けながら、具体的な取り組みについて検討してまいりたいと考えております。</p> <p>今後におきましても、本市の地域課題の解決に向けて各施策を計画的かつ効果的に推進し、持続可能なまちづくりの実現をめざして取り組んでまいります。</p>
<p>(6)子どもの権利の問題について<新規></p> <p>2019年は、国連で子どもの権利条約が採択されてから30周年（日本が同条約を批准してから25年）となる。しかし、昨今の児童虐待や子どもの貧困（居場所の問題）、いじめや不登校など学校での問題など、子どもを巡る社会的な課題は多く、子どもの人権が守られているとは言い難い状況が続いている。子どもがその権利の主体として、子どもを取り巻く課題に、子ども自身が意見表明できるよう、「子どものオンブズパーソン制度」の導入や、行政施策への参画ができる方策を検討するなど、「子どもの人権を守る」理念を行政施策のすべてに反映させること。</p> <p style="text-align: right;">（総合政策部） （福祉部） （教育推進部）</p>	<p>子どもの人権課題については、河内長野市人権施策基本方針及び、河内長野市人権施策推進プランに位置付け、子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて、関係機関等とも連携し、取り組みを推進しているところです。</p> <p>具体的には、育児不安や児童虐待の未然防止と早期発見に努め、子育て家庭の孤立を防ぐための対策を行います。</p> <p>また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。子ども食堂をはじめとした地域食堂との連携を図り、子どもたちが安全で安心できる居場所づくりを推進します。</p> <p>また、学校に対しては、居場所の問題から、誰もが安心できる（安心して自分の思いを仲間や先生をはじめとする大人に伝えることができる）集団作りを指導してまいります。</p>
<p>(7)外国人に対する施策の充実について<新規></p> <p>地域で働き暮らすすべての外国人に対し、生活・仕事・医療・教育など様々な課題に対応できる総合的な相談窓口を設置すること。また、子どもも含めた日本語習得のための支援策を具体的に検討するこ</p>	<p>外国人市民のための総合的な相談窓口として、本市では国際交流センターを設置しており、河内長野市国際交流協会が主体となり各種相談業務等を行っております。今後、教育・保健・福祉サービスなど多岐にわたる課題に対応していくために、本市関係各課や様々な団体とも連携しながら充実を図ってまいり</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>と。</p> <p style="text-align: right;">（生涯学習部）</p>	<p>ます。</p> <p>また、日本語学習の支援策については、日本語サロンを毎週3回実施しており、日本語学習や相談、情報交換を行う場として開催しております。今後も引き続き外国人市民の受け入れを行い、日本語学習支援に努めてまいります。</p>
<p>5.環境・食料・消費者施策</p> <p><u>(1)食品ロス削減対策の効果的な推進（★）</u> <継続></p> <p>これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策に基づく取り組みを実施すること。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」などを周知するなど、効果的な啓発活動を実施すること。</p> <p>さらに、2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。</p> <p style="text-align: right;">（環境経済部）</p>	<p>食品ロス削減対策に関しては、国や大阪府の動向に注視し、連携を図りながら啓発活動に努めてまいります。</p>
<p><u>(2)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策の実施</u> <継続></p> <p>「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして、消費者に倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（自治安全部）</p>	<p>消費者の被害防止だけでなく、クーリング・オフ制度の正しい理解、インターネット等を通して誹謗中傷やマナー問題の教育等、消費者としての責任について自覚を促すよう、イベント、出前講座、市広報紙やホームページ等を通じて啓発を行ってまいります。</p>
<p><u>(3)プラスチックごみの問題について（★）</u> <新規></p> <p>プラスチックごみによる海洋汚染が国際的な問題となっている。また、廃棄物そのものの発生削減、再生利用は、国連の持続可能な開発目標(SDGs)の目標にもなっている。各市町村の環境事業において</p>	<p>本市では平成15年10月からペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集を実施しており、資源化の推進に努めているとともに、さらなる資源循環のための周知啓発を継続して実施しております。</p> <p>また、令和元年8月19日に「かわちながのプラスチックごみゼロ宣言」を</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>も、使い捨てプラスチックの削減やプラスチックの資源循環が進むよう、廃棄物の分別収集の徹底と選別ガイドラインの見直し、リユース・リサイクルの徹底、企業による再生材の利用促進、市民への啓発などの具体的な取り組みを行うこと。また、「プラスチックゴミゼロ宣言」をまだ行っていない自治体は早急に宣言を行い、その主旨に沿った取り組みを率先して実行し、より一層の成果が出せるように取り組むこと。</p> <p style="text-align: right;">（環境経済部）</p>	<p>行っておりますので、より一層の3Rの推進に取り組んでまいります。</p>
<p>(4)特殊詐欺被害の未然防止対策の強化<新規></p> <p>大阪府では、高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などの対策を実施すること。</p> <p style="text-align: right;">（自治安全部）</p>	<p>本市では、特殊詐欺の被害を防止するため、平成29年度から自動通話録音装置の無料貸出事業を行っています。また、河内長野警察署や市内ガス事業者と協定を締結し、市では防災行政無線、ホームページ、SNSなどのメディアを使って注意喚起や啓発を行うほか、市内ガス事業者が顧客訪問時に注意を呼びかけるなど協働による対策も行っております。</p> <p>今後も、警察や防犯協議会などと連携して、近年巧妙化する様々な手口の情報提供を継続していくなど、犯罪防止の取り組みを進めてまいります。</p>
<p>6.社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策</p> <p>(1) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策<継続></p> <p>公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。</p> <p style="text-align: right;">（都市づくり部）</p>	<p>公共交通機関のバリアフリー化の促進に関しては、本市では「河内長野市移動円滑化基本構想」を策定し、駅のエレベーター設置等のバリアフリー化を促進してまいりました。</p> <p>これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置に関しましても、今後、他市の状況等を参考にしながら検討し、国や大阪府に対しても働きかけてまいりたいと考えております。</p>
<p>(2)高齢ドライバーの安全対策について<新規></p> <p>最近、高齢者の運転と見られる事故が頻発している。今後高齢ドラ</p>	<p>超高齢化社会を迎える中で、本市では、これまでも高齢ドライバーを対象とした安全運転講習会の開催に力を入れ、高齢者が関連する交通事故の防止に努</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>イパーが増加することから、未然防止に向けた啓発、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のインセンティブ制度の検討を行うこと。また、バス路線の減少・免許証の返納などで高齢者の交通手段が狭められている。交通空白地帯を作らないよう、日常の住民生活に必要な不可欠な地域の公共交通に対する助成を行い、まちづくりと一体となった交通路線を維持させること。</p> <p style="text-align: right;">（都市づくり部）</p>	<p>めてまいりました。</p> <p>また、昨今、高齢ドライバーによる交通事故が社会問題化し、運転に不安を感じられる高齢者が増えていることから、令和2年度からは、運転免許証の自主返納の動機づけや公共交通機関への円滑な利用転換を推進する目的で、自主返納者に対して、バス・タクシーで利用できる支援券の交付を検討しております。</p> <p>さらに、日常の住民生活に必要な不可欠な地域の公共交通の維持・活性化を図る目的で、コミュニティバスにおいて上限運賃の試行の実施や市内在住の高齢者に対してバス・タクシー利用助成券を配布する等の取り組みを実施しております。</p> <p>また、公共交通不便地対策としては、乗合タクシーの運行を支援する等、市全体としての公共交通ネットワークの維持に取り組んでいるところです。</p>
<p>(3)防災・減災対策の充実・徹底（★） <補強></p> <p>市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">（自治安全部）</p>	<p>災害時の避難・誘導のあり方について、住民自らが災害発生リスクを察知し、主体的に避難するため、災害ハザードマップの全戸配布や地域の防災訓練を通じて周知を行っております。</p> <p>避難行動要支援者への支援体制については、避難行動要支援者名簿をあらかじめ自治会、自主防災組織、民生委員、地区福祉委員、消防団など地域の支援者に提供することで、日頃から地域主体による支援体制の構築を推進し、災害時の助け合い、地域防災力の向上につなげるように図っております。</p> <p>また、地域住民による運営を想定した「避難所運営マニュアル」づくりや、避難所運営訓練の支援を行ってまいります。</p> <p>さらに、市ホームページにつきましては、災害発生時用として、災害関連情報をトップページとした軽量版を用意し、大規模災害への備えを行っております。</p>
<p>(4)地震発生時における初期初動体制について <継続></p>	<p>本市ではこれまで「河内長野市地域防災計画」において、地震発生時等緊急</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規で働く職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携が行えるよう、各自治体に働きかけを行うこと。その上でも大規模災害発生の際には行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助の観点から地域住民に協力いただくような日常的に地域防災対策を講じる事。また、地震発生の時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など、外国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。</p> <p style="text-align: right;">（自治安全部）</p>	<p>時に十分な対応ができるように、初期初動時を含めた効果的な人員体制を定めるとともに、大阪府の緊急防災推進員の派遣を受けるなど、自治体間の連携強化にも努めてきたところです。</p> <p>また、公共交通機関のマヒによる帰宅困難者の対策としては、台風など風水害の場合において、帰宅困難者用に駅近くの避難所を開設するなどの対策を既に行っておりますので、大地震の際にも活用できると考えております。</p> <p>また日常的には、地域での防災訓練や防災講話の支援などを通じて、自助・共助の観点から地域防災力が向上するよう努めております。</p> <p>さらに現在、令和2年度の「河内長野市地域防災計画」の改定作業を行っており、受援計画を取り込んだ人員体制やBCPを構築する等、平成30年の大阪北部地震など最新の知見を反映する予定ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、災害時の外国人向けの情報発信につきましては、外国人観光客向けの緊急情報サイトを記載したカードを観光案内所等で配布することや、風水害の際に、市ホームページにおいて、災害時情報の多言語対応を行うなどの対策を既に講じておりますが、今後も大阪府などと連携し、必要な対策に努めてまいります。</p>
<p>(5)集中豪雨など風水害の被害防止対策（★）＜補強＞</p> <p>これまで日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考え。あらためて危険度が高いと見られる地域の未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこ</p>	<p>本市においても、梅雨期の集中豪雨や台風に伴う豪雨等により、急傾斜地の崩壊や土石流による土砂災害が危惧されるところでございます。</p> <p>よって、急傾斜地崩壊対策事業や砂防堰堤事業などの土砂災害防止工事については、大阪府に要望しているところであります。</p> <p>また、市といたしましては、土砂災害特別警戒区域内にお住まいになっている建築物に対して、お住まいになっている方が移転及び補強を行うにあたり、</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>と。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。</p> <p style="text-align: right;">（都市づくり部） （環境経済部） （自治安全部）</p>	<p>助成ができるよう予算を計上しております。</p> <p>河川の治水対策につきましては、治水能力の向上に向け、一級河川は大阪府へ要望し、一級河川以外は地元要望などを参考に、順次改修に取り組んでいるところであります。</p> <p>また、主要な林道を含めた森林パトロールについても、日常的及び異常気象時において、森林組合や林業事業者、また職員により行っております。</p> <p>手入れ不足で荒廃し、災害が発生しやすい状態にある森林において、森林内の立木密度を適正な状態に調整し、森林の持つ役割及び機能を最大限に発揮させるため、補助金を活用した間伐事業を引き続き実施していくとともに、今年度から施行された森林法改正に伴う新たな森林整備にも取り組んでまいります。</p> <p>さらに、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が今年度より施行されたことに伴い、補助金を活用したため池ハザードマップの作成にも取り組んでまいります。</p> <p>加えて、住民自らが災害発生リスクを察知し、主体的に避難するための一助となるように、最新の災害ハザードマップで市民へ周知するとともに、特に土砂災害発生リスクの高い地区に関しては、それぞれの地区の災害履歴や危険箇所などを記載した地域版ハザードマップを地域住民とワークショップを交えながら作成し、周知してまいります。</p>
<p><u>(6)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について<継続></u></p> <p>国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの住民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、</p>	<p>駅構内や車内などの公共交通機関での暴力行為の防止につきましては、同様の事件等の情報収集に努め、市民への広報啓発に取り組んでまいりたいと考えます。</p> <p>また、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化等に関しましては、事業者や警察等の関係機関に働きかけるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策への支援措置に関しましても、国・府に対しても働きか</p>

「日本労働組合総連合会からの2020年度（令和2年度）政策・予算に対する要請」への回答

要 望 内 容	回 答（入力すれば行数は増えますので、行数は適宜で結構です）
<p>公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。</p> <p style="text-align: right;">（都市づくり部）</p>	<p>ける等、連携しながら、安全性の確保に向けた防犯対策に取り組んでまいりたいと考えております。</p>